

**多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの
質問回答**

回答者 多賀城市企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室

事業者から提出された質問書記載の質問内容について、下記のとおり回答します。

記

項番	資料名	ページ	質問内容	質問回答
1	公募型プロポーザル実施要領	3	共同企業体の構成員または再委託事業者として受託した場合でも、本業務後に設計者として参加できるものと考えてよろしいでしょうか。	本業務の受託によって、今後の設計等業務への参加に制限を設ける予定はありません。
2	公募型プロポーザル実施要領	3	JVで参加の場合、業務実績はそれぞれの企業実績を合算して認められるでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	公募型プロポーザル実施要領	4	JVで参加し、配置予定者を仕様書に記載された業務内容に合わせて複数選出した場合、それぞれの実績を合算して認められるでしょうか。	参加方法に関わらず、業務実績については、配置予定者のうち「業務責任者」及び「業務主担当者」のみ、それぞれ1名ずつが評価の対象となります。 それ以外の担当者はいかなる業務を担当する場合でも「担当者」として記載してください。また、様式5-2については、様式5-1に記載した人数分を作成し添付してください。
4	公募型プロポーザル実施要領	4	「官公庁が発注した体育施設の基本計画策定支援業務」とは、業務名称が基本計画策定支援ではなくとも、導入可能性調査等の業務の中で基本計画に相当する計画策定を行った場合は、実績として加味されますか。	お見込みのとおりです。 なお、その業務名称に関わらず、実績として記載した全ての業務に対して、業務の内容や契約の事実がわかるもの（仕様書を含む契約書等の写し）を添付してください。
5	公募型プロポーザル実施要領	5	企画提案書及び見積書は合わせてホッチキス止めや2穴ファイルに綴じるなど、書類の提出方法の指定があれば教えてください。	電子データの提出となります。提出方法は、公募型プロポーザル実施要領8(3)に記載のとおり、電子メールを使用してください。 なお、データ形式はPDF形式してください。
6	公募型プロポーザル実施要領	5	プレゼンテーションにおいて、再委託予定者の参加は可能でしょうか。	可能です。
7	公募型プロポーザル実施要領	5	プレゼンテーション用にパワーポイントを作成することは可能でしょうか。	プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書をプロジェクター等により映写するとともに、各選定委員の手元のPC上で資料を見ながら行うことを想定しており、プレゼンテーション用に別途資料を提示することは認めません。また、提出の際はPDFデータでの提出をお願いします。 提出した企画提案書の内容について訂正や補足がある場合は、プレゼンテーション中に口頭にてお願ひいたします。
8	公募型プロポーザル実施要領	5	プレゼンで説明する資料は、企画提案書の内容別途とりまとめたパワーポイントを使用してもよろしいでしょうか。	「項番7」に記載のとおりです。
9	公募型プロポーザル実施要領	6	参加資格確認の実施にあたり「事務局において、「(別表1)評価項目及び配点」に基づき採点する。」とあります、同表「事務局による評価」の配点は、提案の評価においても加味されますか。	公募型プロポーザル実施要領10に記載のとおり、各提案者の順位は、委員会委員が採点した合計点に事務局が採点した点数を加えた総点数により決定します。
10	仕様書	2	シンポジウムについて、パネルディスカッション形式、公演形式のいずれを想定されていますでしょうか。	シンポジウムの構成は、主に①基本計画案の事務局説明、②基調講演、③パネルディスカッションを想定しています。 仕様書4(2)に記載の業務では、上記①に用いる資料作成、会場記録や意見の取りまとめを想定しています。 また、チラシ作成及び印刷、会場費、講師謝金等は本業務の対象外となります。

項番	資料名	ページ	質問内容	質問回答
11	仕様書	2	基本構想において、合築・別棟についての記述が見当たらませんでした。詳細についてご教示いただけないでしょうか。	プール機能については、民設民営も視野にコストやサービス等、多角的に評価し、基本計画において別棟のパターンも検討を行うものです。
12	仕様書	2	市場調査（サウンディング等）以外の市民ニーズ調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	施設の機能・規模を決定するに当たって、民間企業のほか、市民や利用者等の調査は必要であると考えており、市場調査（サウンディング等）に含まれるものと理解しています。市民等のニーズについても有効な把握方法についてご提案いただきたいと考えています。
13	仕様書	3	「パブリックコメント」の開始予定時期、パブリックコメント実施期間、意見の取りまとめ・反映期限を教えてください。	基本計画策定に係るパブリックコメントは、令和8年6月中旬に開始し、期間は3週間から1か月程度、その後の計画への反映期限は同年7月末までを想定しています。
14	仕様書	3	パブリックコメントの際に示す内容は、業務ア～キまでよろしいでしょうか。VFMやサウンディング結果も含むでしょうか。	サウンディングやVFMの算出結果をもとに決定した事業手法等を含む基本計画案についてパブリックコメントを実施する想定です。
15	仕様書	3	業務の成果物等の提出図書にイメージベース（敷地内の建物規模感や配置が分かる程度）がございますが、鳥瞰イメージ1カットと考えてよろしいでしょうか。	イメージベースは、市民等に敷地内の建物規模感や配置を把握していただくための資料として、鳥瞰イメージ（複数視点が望ましい）を想定しています。
16	仕様書	—	業務の推進にあたり府内でのマイルストーンについてございましたらご教示いただけないでしょうか。	本業務においては、仕様書5に記載のとおり、基本計画策定に係る中間報告を令和8年5月中旬及び同年8月中旬に実施する予定です。 なお、事業全体の想定スケジュールについては、基本構想をご確認ください。
17	(別表1) 評価項目及び配点	1	複数社が共同企業体を組成して応募する場合、共同企業体を構成する複数社の実績、が評価されますか。また、配置予定者も共同企業体を構成する企業の従業員であれば評価対象となりますか。	お見込みのとおりです。 配置予定者の評価については、「項番3」に記載のとおりです。
18	(別表1) 評価項目及び配点	1	広範囲の業務となるため、業務ごとに業務主担当者を複数人配置した場合、配置した業務主担当者全員の実績が加味されますか。	「項番3」に記載のとおりです。
19	(別表1) 評価項目及び配点	1	同種業務・類似業務におきまして、「直近10年間（平成27年4月1日から本プロポーザル公告日まで）に官公庁が発注」とありますが、平成27年4月1日以降に発注・契約した業務で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	(様式2) 参加表明書兼誓約書	1	共同企業体として応募する場合、様式2の（提出者）は代表企業の商号又は名称及び住所等を記載すればよろしいでしょうか。もしくは、各社が様式2を提出し、それとは別に共同企業体を組成する予定である旨の書類を提出すればよろしいでしょうか。	共同企業体として応募する場合、様式2の（提出者）には代表企業の情報を記載いただきますが、「商号又は名称」の欄は、共同企業体としての応募とわかるよう、下記例のように記載してください。 また、共同企業体を組成する予定であることがわかる書類（様式任意）についても併せてご提出ください。 例) 商号又は名称 ○○株式会社・■■株式会社共同企業体 (代表企業：○○株式会社)